第十四条中「第十一条第三項第三号」を「第十一条第三項第四号」に改め、同条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（船舶安全法の特例）

**第十四条**　造船等事業者がその事業基盤強化計画（第十一条第三項第三号に掲げる事項が記載されているものに限る。）について同条第一項の認定を受けたときは、当該事業基盤強化計画に記載された同号の遠隔支援業務に係る事業場については、船舶安全法第六条ノ四第一項の認定があったものとみなす。

（船舶安全法の一部改正）

**第六条**　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条ノ三中「除ク」の下に「次条第二項ヲ除キ」を加える。

第六条ノ五を第六条ノ六とし、第六条ノ四を第六条ノ五とし、第六条ノ三の次に次の一条を加える。

**第六条ノ四**　船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ状態ヲ遠隔カラ監視スル為ノ設備、機器又ハ装置（以下設備等ト称ス）ノ製造者ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ当該設備等ノ運用ニ付運用規程ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ当該運用規程ニ従ヒ設備等ヲ用ヒテ船舶ノ航行ヲ支援スル業務ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノ（以下遠隔支援業務ト称ス）ヲ行フ者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ遠隔支援業務ヲ行フ能力ニ付事業場毎ニ行フ国土交通大臣ノ認定ヲ受クルコトヲ得

遠隔支援業務ニ付前項ノ認定ヲ受ケタル者ガ行フ遠隔支援業務ニ係ル船舶又ハ物件ノ製造者ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ニ付整備規程ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ当該遠隔支援業務ニ付同項ノ認定ヲ受ケタル者ガ其ノ認定ヲ受ケタル事業場ニ於テ遠隔支援業務ヲ行ヒ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ヲ当該整備規程ニ適合シテ為シタルコトヲ管海官庁ガ確認シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ第五条第一項ノ検査（臨時航行検査及特別検査ヲ除ク）ヲ省略ス

第七条第三項中「第六条ノ四第一項」を「第六条ノ五第一項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第六条ノ四第二項ノ規定ニ依リ管海官庁ノ行フ確認ハ国土交通大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外船舶ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁及当該遠隔支援業務ヲ行フ事業場ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ

第九条第四項中「第六条ノ四第一項」を「第六条ノ五第一項」に改め、同条第五項中「第六条ノ四第二項」を「第六条ノ五第二項」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「若ハ第六条ノ三」を「乃至第六条ノ四」に改める。

第十八条第一項中「トキハ」の下に「当該違反行為ヲ為シタル者ハ」を加える。

第十九条中「受ケタル」の下に「トキハ当該違反行為ヲ為シタル」を加える。

第十九条ノ二中「第六条ノ四第二項」を「第六条ノ五第二項」に改め、「附シタル」の下に「トキハ当該違反行為ヲ為シタル」を加える。

第二十条中「トキハ」の下に「当該違反行為ヲ為シタル者ハ」を加える。

第二十一条中「為シタル」の下に「トキハ当該違反行為ヲ為シタル」を加える。

第二十二条中「若ハ第六条ノ三」を「乃至第六条ノ四」に改め、「トキハ」の下に「当該違反行為ヲ為シタル者ハ」を加える。

第二十五条の二十七第一項第二号、第二十五条の三十二、第二十五条の四十六及び第二十五条の四十九第三項中「第六条ノ四第一項」を「第六条ノ五第一項」に改める。

第二十五条の六十七中「第六条ノ五」を「第六条ノ六」に改める。

第二十五条の六十八中「第六条ノ五」を「第六条ノ六」に、「第六条ノ四第一項」を「第六条ノ五第一項」に改める。

第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項中「第六条ノ四第一項」を「第六条ノ五第一項」に改める。

第二十九条ノ六中「及第六条ノ三」を「乃至第六条ノ四」に改める。

（船員法の一部改正）

**第七条**　船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十五条」を「第百三十六条」に改める。

第五条中「（第四号の二）」を「（第六号）」に、「第百三十一条第四号の二」を「第百三十一条第六号」に改める。

第三十七条第一項中「船長」を「船舶所有者」に改め、同条第二項を削る。

第六十七条第一項中「船長」を「船舶所有者」に、「船内に帳簿」を「船員の労務管理を行う主たる事務所に記録簿」に、「、補償休日、休息時間及び第六十六条（第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の割増手当」を「及び休息時間並びに船員に対する休日及び有給休暇の付与」に改め、同条第二項中「船長」を「船舶所有者」に、「帳簿」を「記録簿」に改め、同条第三項を次のように改める。

船舶所有者は、第一項の記録簿の作成に当たり、国土交通省令で定める方法により、船員の労働時間の状況を把握しなければならない。

第六十七条の次に次の一条を加える。

（労務管理責任者）

**第六十七条の二**　船舶所有者は、前条第一項の記録簿の作成及び備置きその他の船員の労務管理に関する事項であつて国土交通省令で定めるものを管理させるため、労務管理責任者を選任しなければならない。

労務管理責任者は、船員の労働時間、作業による心身への負荷その他の船員の状況に鑑み、労働時間の短縮、休日又は有給休暇の付与、乗り組む船舶の変更その他国土交通省令で定める措置を講ずる必要があるときは、船舶所有者に対しその旨の意見を述べるものとする。

船舶所有者は、前項の規定による労務管理責任者の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、船員の健康状態その他の実情を考慮して、同項の措置のうち適切なものを講じなければならない。

船舶所有者は、前項の措置を講ずるため運航計画（内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第十二条第一項に規定する運航計画をいう。）の作成及び実施に関する事項について変更の必要があると認めるときは、当該船員が乗り組む船舶の運航の管理を行う同法第八条第一項に規定する内航運送をする内航海運業者に対し意見を述べなければならない。

船舶所有者は、労務管理責任者について、必要な研修を受けさせることその他の第一項に規定する事項を管理するための知識の習得及び向上を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

第六十八条第一項中「次に掲げる」を「人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する」に、「これらの」を「当該」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる」を「前項の」に改める。

第八十六条第二項及び第八十八条の五中「第六十八条第一項第一号」を「第六十八条第一項」に改める。

第百条の三第一項第十一号中「記載された帳簿が備え置かれ」を「記録簿に記載され」に改める。

第百条の十九第一項中「第百三十三条の二」を「第百三十六条」に改める。

第百十六条第二項ただし書中「二年」を「五年」に改める。

第百十七条中「退職手当」を「給料その他の報酬」に改める。

第百二十六条第一号中「、第六十六条の二又は第六十七条第二項」を「又は第六十六条の二」に改め、同条第八号を削る。

第百二十九条及び第百三十条中「ときは」の下に「、当該違反行為をした者は」を加える。

第百三十条の二中「場合には」の下に「、当該違反行為をした者は」を加える。